

保険・年金

国民健康保険

問 保険課国係 ☎ 0495-25-1116 / 支所市民福祉課 ☎ 0495-71-5889

国民健康保険のしくみ

職場の健康保険の加入者とその扶養家族、生活保護を受けている方及び後期高齢者医療制度加入者以外はすべて国民健康保険に加入することになります。

病院などにかかった場合は、医療費の原則3割(未就学児は2割、70歳以上75歳未満の方は2割または3割)の一部負担金を支払うことで医療を受けられます。

▶ 国民健康保険の対象とならないもの

次の場合は、国民健康保険で医療を受けることができませんので、全額自己負担になります。

- 保険診療に該当しない治療や薬、差額ベッド料、健康診断、予防接種、美容整形、歯列矯正、正常分娩費、軽度のわきがやしみの治療など
- 仕事上の病気やけがなど労災保険が適用される場合
- 交通事故、犯罪行為、けんかや泥酔によるけがなど
- 医師や保険者(市)の指示に従わなかった場合

▶ 国民健康保険の届出

国民健康保険の加入・脱退については、14日以内に届出をすることになっています。

右表に該当するときは、必要なものをお持ちのうえ、保険課(市役所1階)または支所市民福祉課(アスパアこだま1階)で手続きをしてください。

▶ 保険証の更新

保険証の有効期間は、1年間(原則として8月1日から翌年7月31日まで)です。毎年7月中旬に新しい保険証を特定記録郵便で送付します。

	14日以内に届出	届出に必要なもの
国民健康保険に入るとき	他の市区町村から転入したとき	転出証明書、届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
	職場の健康保険をやめたとき(被扶養者でなくなったとき)	職場の健康保険の資格喪失証明書、年金手帳または基礎年金番号通知書、届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
	子どもが生まれたとき	届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
国民健康保険をやめるとき	他の市区町村へ転出したとき	保険証
	職場の健康保険に入ったとき(被扶養者になったとき)	保険証、職場の保険証
	死亡したとき	保険証、葬祭を行った方の預(貯)金通帳、葬祭を行ったことがわかる資料(領収書など)
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	保険証、届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
	保険証を紛失したとき	届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)
	就学のため他の市区町村へ転出するとき	学生証等、保険証、届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)

特殊詐欺

気づいて防ごう!

あれ?と思ったら、詐欺かも...と疑いましょう。



警視庁HP

その他の特殊詐欺は、こちらからも確認できます。

▶ オレオレ詐欺

「鞆を置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ。」



▶ 交際あっせん詐欺

「女性紹介」等と雑誌に掲載したり、メールを送りつける

▶ 預貯金詐欺

「口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です。」
「医療費などの過払い金があります。手続きをするのでカードを取りに行きます。」

▶ 架空料金請求詐欺

「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります。」などのメールやハガキ



特殊詐欺を未然に防ぐ4カ条

- ☑ 日頃から家族でよく話し合う
詐欺を見破った人の多くは、「息子(孫)と声や話し方が違った」「話に矛盾があった」といいます。
- ☑ 電話でお金の話をしないと約束しておく
- ☑ 家族で事前に「合言葉」を決めておく
- ☑ 常に「留守番電話」に設定してもらう

国民健康保険事業

人間ドック助成

人間ドック、併診ドック(人間ドック+脳ドック)を受けた方に、助成金を支給します。

対象

- 受検日時点で次の要件をすべて満たす方(世帯)
- 6か月以上継続して国民健康保険に加入していること
- 35歳以上の方
- 保険税を完納または完納見込みの世帯
- 同じ年度内に市の特定健康診査を受診しない方

助成額 ①人間ドック:2万円 ②併診ドック:3万円

※受検料が助成金額に満たない場合、助成額は受検料と同額になります。

出産育児一時金支給制度

加入者が出産したとき、子ども1人につき出産育児一時金を支給します。

※他の社会保険等に本人として1年以上加入していた方が資格喪失後6か月以内に出産した場合は、その社会保険等へ支給申請が必要です。

葬祭費支給制度

加入者が死亡したとき、葬祭を行った方に5万円を支給します。

※他の社会保険等に本人として加入していた方が資格喪失後3か月以内に死亡した場合は、その社会保険等へ支給申請が必要です。

健康づくりチャレンジポイント事業 (はにぽんチャレンジ)

健康づくりチャレンジポイント事業は、健康で自立した日常生活を送ることができる健康寿命を延ばすために、自主的な健康づくりのきっかけを作り、健康増進を図るための事業です。

特定健診、職場健診、各種予防検診の受診や、ポイント対象事業に参加し、ポイントを集めると賞品と交換できます。

医療費が高額になったとき

▶ 高額療養費

同じ月内の医療費が高額になったとき、定められた自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

該当する方には、申請書を送付します。送付の時期は、早くても診療月の3か月後の月末になります。

▶ 入院・高額通院の場合

事前に「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関窓口に表示することで、1つの医療機関ごとの窓口負担は限度額までになります。ただし、70歳以上75歳未満の方の中には、被保険者証兼高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりになるため、申請が不要の方もいます。

▶ 特定疾病の場合

人工透析を必要とする慢性腎不全等で、長期にわたり高額な治療を必要とする特定疾病の方は、対象の治療について1か月の窓口負担は1万円(慢性腎不全で70歳未満の上位所得者は2万円)までになります。「特定疾病療養受療証」の交付を申請し、医療機関等の窓口に表示してください。

▶ 高額医療・高額介護合算療養費

年間の医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいるとき、国民健康保険と介護保険の両方の自己負担を合算し年間の限度額を超えた場合に、申請のお知らせをします。申請して認められると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

特殊詐欺

気づいて防ごう!

気をつけて! こんなことがあったら… 特殊詐欺の可能性あり!

還付金が振り込まれるので指示どおり操作してください

還付金詐欺

出典元: 警視庁HP「特殊詐欺とは」ページから、編集・作成

特殊詐欺

気づいて防ごう!

気をつけて! こんなことがあったら… 特殊詐欺の可能性あり!

融資のための口座に保証金を振り込んでください

融資保証金詐欺

出典元: 警視庁HP「特殊詐欺とは」ページから、編集・作成

特殊詐欺

気づいて防ごう!

気をつけて! こんなことがあったら… 特殊詐欺の可能性あり!

解約には〇〇万円かかりますが後日に返金します。

金融商品詐欺

出典元: 警視庁HP「特殊詐欺とは」ページから、編集・作成

国民健康保険税

問 保険課国保係 ☎ 0495-25-1116
支所市民福祉課 ☎ 0495-72-1333

▶ 納税義務者

国民健康保険税は、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主に課税されます。

世帯主が加入者でなくても、世帯に加入者がいると、世帯主が納税義務者になります。

▶ 税額の計算

国民健康保険税は、4月から翌年3月までの12か月を1年度として税額を計算します。

税額の算出は、加入者の前年の所得金額、当年度の固定資産税額及びその世帯の加入者数を基準に計算します。年度の途中で前年の所得金額や加入者数に変更が生じた場合は、再度計算し直します。

▶ 税額の算出方法

国民健康保険税は、医療分(所得割額・資産割額・均等割額・平等割額)、支援分(所得割額・均等割額)、介護分(所得割額・均等割額)を合算して年間税額を算出します。

※医療分、支援分は加入者全員に、介護分は40歳から64歳までの方のみ算出されます。年度途中で40歳に到達する方は、到達月分から介護分が増額され、年間税額が後から変更になります。

▶ 国民健康保険税の軽減

低所得世帯に対する軽減制度(均等割額・平等割額の7割・5割または2割を軽減)があります。世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の前年の所得金額が、一定の基準以下の場合には軽減制度に該当します。

軽減制度に該当するかどうかは、16歳以上の加入者全員の所得を正確に把握して判定しますので、加入者の中に未申告の方がいる場合は、軽減制度の適用を受けることはできません。16歳以上の加入者は所得がない場合でも、所得の申告をしてください。

また、未就学児に対する軽減制度(均等割額の2分の1を軽減)があります。低所得世帯に対する軽減制度に該当する世帯の未就学児は、軽減後の均等割額の2分の1を軽減します。

そのほかにも申請によって軽減・減免を受けられる次の制度があります。

- 非自発的失業者に対する軽減制度
- 旧被扶養者に対する減免制度
- その他の減免制度(災害減免、収監減免など)

▶ 納付方法

国民健康保険税は、普通徴収(納付書または口座振替による納付)または特別徴収(年金からの天引き)で納めてください。

納税通知書は、毎年7月に送付します。加入・脱退等により税額が変更になる場合は、届出の翌月以降に送付します。

後期高齢者医療制度

問 保険課高齢者医療係 ☎ 0495-25-1245
支所市民福祉課 ☎ 0495-71-5889

🗝 後期高齢者医療制度について

75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は、それまで加入していた国民健康保険や健康保険組合などから脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者になります。病院などにかかった場合は、医療費の一部負担金(前年の所得に応じて1割から3割)を支払うことで医療を受けられます。

▶ 後期高齢者医療制度の資格を取得する日

75歳の誕生日当日から資格を取得します。誕生日の約2週間前に保険証を送付しますので、手続きの必要はありません。

65歳から74歳の一定の障害のある方で、後期高齢者医療制度に加入を希望する方は申請が必要です。

▶ 保険証の更新

保険証の有効期間は、1年間(原則として8月1日から翌年7月31日まで)です。毎年7月中に新しい保険証を特定記録郵便で送付します。

🗝 後期高齢者医療事業

▶ 人間ドック助成

人間ドック、併診ドック(人間ドック+脳ドック)を受けた方に助成金を支給します。

対象

次の要件をすべて満たす方

- 市内に住所を有する埼玉県後期高齢者医療被保険者
- 後期高齢者医療保険料を完納または完納見込みの方
- 同じ年度内に市の健康診査を受診しない方
- 同じ年度内に国民健康保険の人間ドック助成金を受けていない方

助成額

①人間ドック:2万円 ②併診ドック:3万円

※受検料が助成金額に満たない場合、助成額は受検料と同額になります。

▶ 葬祭費支給制度

後期高齢者医療被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に5万円を支給します。

🗝 医療費が高額になったとき

▶ 高額療養費

同じ月内の医療費が高額になったとき、定められた自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

該当する方には、初回に限り申請書を送付します。なお、2回目以降は申請の必要がありません。初回の申請時に登録した口座に自動的に支給されます。

▶ 入院・高額通院の場合

非課税世帯(世帯員全員が住民税非課税の世帯)の被保険者が、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請し、医療機関窓口にて提示することで、1つの医療機関ごとの窓口負担(保険適用分に限ります)は、限度額までになり、入院時の食事代も減額されます。

自己負担割合が3割で課税所得が690万円未満(本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療被保険者の課税所得)の被保険者が、事前に「限度額適用認定証」の交付を申請し、医療機関窓口にて提示することで、1つの医療機関ごとの窓口負担(保険適用分に限る)は、限度額までになります。

▶ 特定疾病の場合

人工透析を必要とする慢性腎不全等で、長期にわたり、高額な治療を必要とする特定疾病の方は、対象の治療について1か月の窓口負担は1万円までになります。「特定疾病療養受療証」の交付を申請し、医療機関等の窓口にて提示してください。

▶ 高額医療・高額介護合算療養費

同じ世帯の被保険者が1年間に支払った医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合算し、年間の限度額を超えた場合に申請のお知らせをします。申請して認められると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

🍷 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する均等割額と被保険者の前年の所得に応じて負担する所得割額の合計額をもとに4月から翌年3月までの12か月分(加入月数に応じて減額されます)が、被保険者一人ひとりに賦課されます。

▶ 均等割額の軽減

世帯の所得の合計額によって、均等割額が軽減されます。軽減制度に該当するかどうかは、同一世帯内の被保険者及び世帯主の前年の総所得金額等の合計額に応じて判定しますので、所得が未申告の方がいる場合には適用されません。所得がない場合でも、所得の申告をしてください。

▶ 納付方法

保険料は、原則として特別徴収(年金からの天引き)ですが、加入後の一定期間や年金の受給状況などによっては、普通徴収(口座振替または納入通知書による納付)になります。

毎年7月中に保険料の決定通知書が送付されますので、納付方法を確認してください(年度の途中で加入した方は、加入した月の翌月に送付されます)。

国民年金

📞 市民課国民年金係 📞 0495-25-1114 / 支所市民福祉課 📞 0495-72-1333 / 熊谷年金事務所 📞 048-522-5012

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての方(外国人も含む)は、国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

🍷 加入者の種類等

種類	対象者	国民年金保険料	加入手続き先
第1号被保険者	自営業者・農業者とその家族、学生、無職等、下記の第2・3号に該当しない方	日本年金機構から送付される納付書等で納めます(下記「保険料」参照)	市民課国民年金係または支所市民福祉課
第2号被保険者	厚生年金に加入している方	自己負担なし(加入する年金制度が負担)	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	自己負担なし(第2号被保険者の加入する年金制度が負担)	配偶者の勤務先

🍷 保険料

- 令和5年度の国民年金保険料は、月額16,520円です。毎月の保険料は翌月の末日までに納めてください。
- 付加保険料(月額400円)を上乗せして納めると、将来受け取る年金額が多くなります。
- 保険料の納付は、金融機関、郵便局、コンビニ等の窓口での納付書による現金納付のほか、口座振替、クレジットカード納付、電子納付、スマートフォンアプリ(auPAY、d払い、PayB、PayPay、楽天ペイ)での納付も利用できます。
- 前納すると保険料が割引される制度もあります。
※国民年金保険料は毎年見直しが行われます。

⑧ 保険料の免除制度

所得が少ないなどの理由で保険料を納めることが経済的に困難な場合は、免除制度をご利用ください。

申請免除制度	本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が全額免除または一部免除されます。
納付猶予制度	50歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。
学生納付特例制度	学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合、申請して承認されると在学期間中の保険料を後払いにできます。

⑧ 国民年金からの給付

種類	要件	支給額(令和5年度) ※【 】は68歳以上の方の額
老齢基礎年金	国民年金の保険料を納めた期間(免除期間やカラ期間を含む)が10年以上ある方に、65歳から支給されます。	795,000円(満額) 【792,600円(満額)】
障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に初診日のある病気やけがにより、障害等級1・2級に該当する障害が残った場合に支給されます。ただし、一定の保険料納付要件があります。	1級 993,750円【990,750円】 2級 795,000円【792,600円】 ※子がいる場合、加算あり
遺族基礎年金	国民年金加入中の方または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳になるまで支給されます。ただし、一定の保険料納付要件があります。	1,023,700円【1,021,300円】 ※子が1人ある配偶者に支給の場合
付加年金	付加保険料を納めた方に老齢基礎年金と併せて支給されます。	200円×付加保険料納付月数
寡婦年金	第1号被保険者として保険料納付期間(免除期間を含む)が10年以上ある夫が年金を受給せず死亡したとき、婚姻期間が10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。	夫が受給できた老齢基礎年金額の4分の3に該当する額
死亡一時金	第1号被保険者として保険料納付期間が3年以上ある方が年金を受給せず死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に遺族に支給されます。	保険料の納付月数に応じて12万円から32万円
脱退一時金	第1号被保険者として保険料納付期間が6か月以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない外国人が、帰国後2年以内に請求すると支給されます。	保険料の納付月数に応じた額

※表の支給額は毎年見直しが行われます。

